

春風のしおり

西宮市立春風小学校 PTA

●PTAとは？●

PTAとは・・・「Parent-Teacher Association」の頭文字を合わせたものです。

保護者と教員が対等な立場で協力し、子供たちの幸せと健全な育成を図ることを目的とした団体です。家庭生活や学校生活などの生活面において、身近な問題を皆で話し合ったり、地域での活動について考えたり、誰もが参加できる場です。

PTAは、学校と密接な関係であると同時に、自主独立の組織です。



●どんな活動をしているの？●

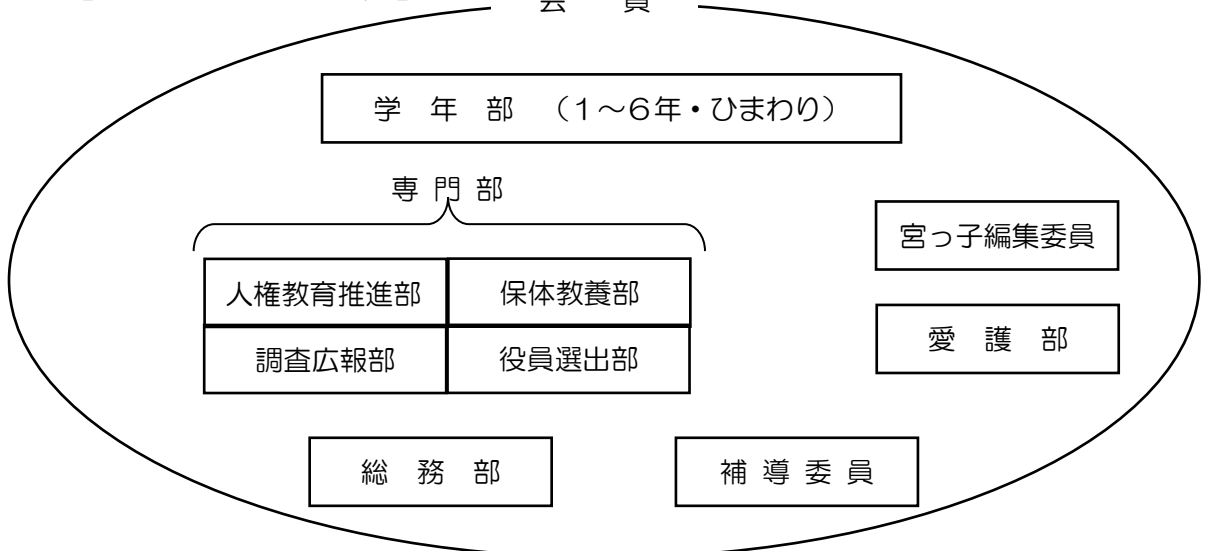


- ① 子供たちや保護者のための学習や自己啓発に繋がる活動をしています。
【例】学級行事の企画（学年PTA） 講演会の企画
- ② 子供たちの学校生活がよりよいものになるように、学校運営や学校行事への関わりをとおして、学校と連携・協力した活動をしています。
【例】オープンスクール・授業参観・体育会・音楽会・図工展などの協力ボランティア
- ③ 保護者は地域住民としての立場を生かして、子供たちの校外での生活指導や地域での教育環境について考えます。
【例】登校見送り当番・夏休みパトロール・地域行事への協力や参加

●春風小学校PTAのしくみはどうなっているの？●

【活動のための組織】

会 員



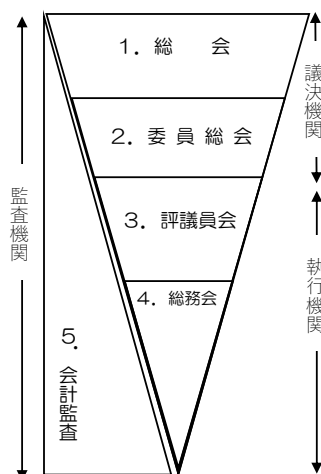
【運営のための組織】

1. 総会

総会は、春風小学校 PTA の最高議決機関であり、全会員の意思を直接的に集約する場です。総会は会員の半数以上の出席で成立します。ただし書面で総会を行う場合は、承認の可否の回答をもって成立します。

年に 1 回年度初めに定期総会を開催し、前年度の事業報告や会計決算報告、新年度の総務部役員紹介と承認、事業計画や予算案の審議を行います。書面総会の場合は、資料を会員に配付し、書面で承認の可否を問います。

また、評議員会が必要と認めた時、または会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に臨時総会を開催することができます。



2. 委員総会

委員総会は、総会に次ぐ議決機関です。校長先生・教頭先生・総務部（役員）・全委員で構成されます。年に 1 回年度初めに委員が決定した後に、予算委員会、委員の顔合わせ、新旧部長の引き継ぎをかねて開催します。

また、必要に応じて臨時委員総会を開催することができます。

3. 評議員会（運営委員会）

校長先生・教頭先生・総務部（役員）・各部の部長・宮っ子編集委員・補導委員で構成され、1 学期に 1～2 回開催します。

活動報告をし、その時の議題について検討します。また、学校との意見交換や PTA 活動の推進に関する連絡・調整を行います。評議員会は PTA 会員ならどなたでも傍聴することができます。

4. 総務会

校長先生・教頭先生・総務部（役員）で構成され、月 1 回開催されます。学校に会員からの要望を伝えたり、学校からのボランティアの依頼を受けたりと、さまざまな相談や意見交換を通して、子供たち・保護者・教員がより良い環境で活動できるよう企画・運営や調整をします。

●会費はおいくら？●

春風小学校の PTA 会費は、ひと家庭につき 月 250 円 です。

1 年間で 2750 円 （8 月を除く 11 か月分／2023 年 1 月現在）

会費は、学年・学級 PTA 開催の費用、専門部の活動費（印刷物の作成費・研修費等）、備品・消耗品の購入費、卒業記念品費、記念事業費、西宮市 PTA 協議会への加盟費等に使われています。

●各部の紹介●

活動のために各部が設けられています。委員は、学級・学年、各部の担当教員と連携して各種活動をし、総務部（役員）は、さまざまな委員活動をサポートします。

総務部（役員）

- ・ 定期総会で承認された事業計画や予算に基づいて学校と連携をとり、PTA活動を円滑に進めるための企画・運営にあたります。また、各部の委員活動のサポートや学校・地域との連絡・調整をしています。
- ・ 会長 1 名、副会長 2 名（校内・校外）、書記 2 名、会計 2 名の 7 名で活動、月に 1 回の総務会と 1 学期に 1～2 回の評議員会に出席しています。
- ☆ 2022 年度はアンケートを 2 件実施し、会員の皆様から集まった意見をまとめて、現状の制度を確認する、要望として学校に伝えるなどして、有意義な活動ができました。

○総務部（役員）を 1 回経験すると、以降の PTA 委員活動を免除することができます。

○子供の入学式に席を用意されます。

○音楽会前日の児童音楽会を鑑賞することができます。（2 年ごと）

●会長

- ・ 春風小学校 PTA の最高責任者として、組織全体の動きを把握し、より良い方向に進むよう務めます。個人情報管理者でもあります。
- ・ 式典等への出席
入学式・卒業式・離任式・着任式・新入生説明会等に出席します。
- ・ PTA の会合でのあいさつ
総会・委員総会・評議員会・総務会等では、あいさつをして話し合う内容を説明します。
- ・ 各部発行のおたよりをチェックします。
- ・ 次年度の委員選出準備を他の役員とともにを行います。
- ・ 春風小学校 PTA の代表として、春風地区の集まりに出席
「西宮市春風地区社会福祉協議会」「春風地区青少年愛護協議会」「春風育成センター運営委員会」「学校運営協議会（コミュニティスクール）」「春風エココミュニティ会議」「スポーツクラブ 21 春風」の理事・委員等を務め、会合に出席しています。

○子供の卒業式に席を用意されます。

○小学校連合体育会（小連体）・中学校連合体育会（中連体）に来賓として招待されます。

○以降の「子ども会」の委員活動を免除することができます。

●副会長（校内）

- ・ 連絡調整
各部の部長さんと連絡を取り合い、報告・連絡・相談等橋渡しをします。
- ・ 協力ボランティアの募集・調整
学校との窓口となり、学校行事（人権参観・校内清掃・体育会・音楽会・図工展・オープンスクール・授業参観等）の協力ボランティアの募集や調整をします。
- ・ PTA 会合での司会
総務会・評議員会等での司会進行役をします。
- ・ 「学校運営協議会（コミュニティスクール）」に会長とともに出席します。
- ・ 補導委員と宮っ子編集委員の募集を委員とともに行います。
- ・ 転入・転出手続き窓口となります。

●副会長（校外）

- ・ 他校の PTA とつながる役割をしています。交流を通じ、他校での取組などを聞いて春風小学校での活動に役立てています。
- ・ 西宮市 PTA 協議会の理事として理事会・校種別部会・各部会・ブロック交流会・特別委員会等に出席します。
春風小学校は、第 4 ブロック交流会（上甲子園中・学文中・鳴尾北小・小松小・上甲子園小・西宮支援学校）に所属しており、その中で特別支援学級の保護者交流会を開催しています。
西宮市 PTA 協議会主催の「広報紙研修会」「広報紙コンクール」に関する窓口を担当します。
- ・ 西宮市人権・同和教育協議会の会合に連絡窓口となっています。
- ・ 要望書の取りまとめ
年に一度西宮市 PTA 協議会から西宮市と教育委員会に提出する内容について、春風小学校 PTA としての要望をまとめ提出しています。
2022 年度は会員に向けてアンケートを行い、それをもとに要望をまとめました。
- ・ 春風小学校 PTA バレーボールサークルとの連絡調整をしています。
- ・ 兵庫県 PTA 安全会の加入手続きをします。



●書記（2名）

- ・ 会議の記録
総務会や評議員会で話し合ったことをまとめて記録します。
- ・ おたより作成
各種会合（評議員会・委員総会・総会等）の報告をおたよりにまとめ、会員に配付します。
- ・ 冊子・配付物の作成
定期総会の資料作成、春風のしおり、委員の手引き等の編集・作成をします。
- ・ 資料の管理・保存、PC のデータ整理等を担当します。



●会計（2名）

- ・ 運営費（組織を維持し運営するための費用）担当と活動費（各部の活動のための費用）担当に分かれて活動しています。
- ・ 定期総会で承認された予算に基づいて、すべての経費の収支を明確にするとともに、帳簿に記録します。
- ・ 予算・決算・補正予算の原案作成や、定期総会や評議員会における予算・決算の議案説明を行います。
- ・ 2年後会計監査委員となり年に3回会計監査を行います（※）。
- ・ 備品のチェック・補充・調達、各種経費支払いをします。
また、各委員と発注や支払い等に関する連絡調整をします。



会計監査委員（2名）（※前々年度の会計経験者が担当）

定期総会において選任され、年に3回の会計監査を行い、定期総会で監査内容を報告します。

学年部

- ・ 各学年の横のつながりを深めるとともに、学級や学年の意見を調整し、PTA活動全体に反映されるようパイプ役を務めます。
- ・ 子供たちが楽しめるイベント、保護者と教員も一緒に親睦を深められるイベントを年に1～2回企画しています。

【参考】2022年度の活動

1年生	マジックショー	2年生	ゲーム「この子だあれ？」
3年生	クイズ大会	4年生	10歳を祝う会
5年生	自然学校DVD鑑賞会		
6年生	修学旅行DVD鑑賞会・コサージュ作成		
ひまわり	6年生を送る会（プラネタリウム）		

調査広報部

- ・ 会員に必要な情報や PTA 活動について、広報紙を通じて家庭・学校・地域に発信し、PTA 活動への理解と協力を高める役割を担います。
- ・ 広報紙『はるかぜ』の発行
原稿依頼・PTA 活動などの取材・編集会議への出席・印刷業者との打ち合わせ・配付準備等を行います。
- ・ 西宮市 PTA 協議会が主催する「広報紙研修会」
「広報紙コンクール」に参加しています。



保体教養部

- ・ 学校と協力して心身の健康やそれに関わる教養、児童保健・教育全般について話し合い、学び、考える機会を企画し、会員の学習と文化的な活動を担います。
- ・ 救命救急法（AED）講習会、学校共催の学校保健委員会に参加します。
- ・ スポーツクラブ 21 春風のプール当番をします。
- ・ 西宮市学校保健研究大会に出席しています。
- ・ 体育会当日のお手伝い（譲り合い席の誘導）を
総務部（役員）と協力して担当します。



人権教育推進部

- ・ 西宮市人権・同和教育協議会（西同協）に所属し、人権教育の大切さや正しい知識を会員に広めるための学習活動を担います。
- ・ 「こころのティータイム」の開催
人権学習の機会として講演会等を企画します。
- ・ 各種人権学習会・講演会・西同協部会・同協委員研修会に参加します。
- ・ 人権啓発広報紙『こころ』の発行
1 年間の活動を『こころ』にまとめて、会員に配付します。



役員選出部

- ・ 役員選出規定にしたがい、次年度の総務部（役員）の選考活動を担います。
公募、就任の交渉、内定の報告等を担当します。
- ・ 公募する活動の一つとして「茶話会」を開催し、総務部（役員）の活動について説明・紹介します。

愛護部

- 地区（登校班）ごとに選出された委員で、学校・家庭・地域などの子供をとりまく環境を常に安全・良好に保てるよう地域と連携・協力し活動します。
- 新入生・転入生に集団登校の案内をします。
- 保護者証の配付・管理・回収
登校班の名簿作成、見送り当番表の作成・調整、
転入生・転出生の対応をします。
- 夏休み期間や夏祭りにおいてパトロールを行います。
- 地区別会議（年3回）に参加します。
春風小学校区の登校班別に集まり、その地区の愛護委員、担当の教員とともに班長（児童）が主体となって、登校時のルールや危険箇所の確認、交通安全の啓発などを話し合う場です。
- 部会において、『愛護だより』の発行、登校班の分離や合併の調整、通学路マップの作成などを行います。



補導委員

- 西宮市の青少年補導グループに所属し、民生委員・児童委員・青少年愛護協会委員とともに子供たちに声をかけていく活動を行います。
 - 週1～2回の夕刻パトロールや地域行事の巡回パトロール、青少年フォーラムへの参加などがあります。
- 補導委員を1回経験すると、以降のPTA委員活動を免除することができます。



宮っ子編集員

- 年に6回発行される地域情報誌『宮っ子～春風版～』に掲載する小学校関連記事の取材や写真撮影、原稿の執筆などの活動を行います。
- 月に1度土曜日の午前10時～11時の編集会議に参加します。

●委員・役員の選出等について●

<選出の時期>

- 学年部は、4月に学級ごとに選出します。
- 専門部は、前年度3月に学年ごとに選出します。
- 愛護部は、例年、前年度12月頃に登校班ごとに選出します。
- 総務部（役員）は、役員選出規定に基づき、前年度中に役員選出部が選出します。
- 補導委員は、会員全体から、例年前年度9月頃募集します。
- 宮っ子編集委員は、会員全体から、例年前年度12月頃募集します。

<任期>

- 学年部・専門部 → 当年度4月委員総会から次年度4月委員総会まで
- 愛護部 → 前年度3月から当年度3月まで
- 総務部（役員） → 当年度5月定期総会から次年度5月定期総会前日まで
- 補導委員 → 当年度6月1日から次年度5月31日まで
- 宮っ子編集委員 → 当年度4月1日から次年度3月31日まで

<選出人数>

- 学年部 学年学級ごとに2名ずつ、ひまわり学級2名
- 専門部 各部10名前後
(次年度の活動見込みにより増減する可能性があります)
- 愛護部 登校班につき1名
- 総務部 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
- 補導委員 1名
- 宮っ子編集委員 1名

<選出方法>

(1) 学年部・専門部（調査広報部・保体教養部・人権教育推進部・役員選出部）

- ・ 「委員選出希望調査票」により立候補を募ります。
- ・ ひまわり学級の会員の方は、ひまわり学級で選出されます。
- ・ 提出された「委員選出希望調査票」をもとに、次の手順で選出を行います。

立候補がある場合	⇒ 立候補者から抽選
立候補者が定員に満たない場合	⇒ 立候補者は内定 不足定員は該当候補者※より抽選
立候補がない場合	⇒ 該当候補者※より抽選

※高学年になると委員経験のある方が多くなり、学年部について学級選出ができない場合、学年選出になる可能性があります。学年選出をしても必要数に満たない場合は、経験がある方から抽選することになり、その場合2巡目の委員に当たる可能性があることをご了承ください。

(2) 愛護部

愛護部員は、登校班（校区内をいくつかの班に分けた班）から選出します。選出方法は各班での運用に任されています。

(3) 総務部（役員）

例年 2 学期以降に役員選出部が役員選出規定に基づき、次年度総務部（役員）を募集し選出します。ご興味がありましたら、2 学期の茶話会にて総務部（役員）の活動やそれぞれの役職についてお話ししますのでぜひご出席ください。また、評議員会等の活動日には PTA 室にいますので、PTA について知りたいことがありましたらお立ち寄りください。

(4) 補導委員・宮っ子編集委員

2 学期に募集のお知らせを配付しますので、ご興味がありましたら説明会にご参加ください。希望者が多い場合は抽選となります。

<部長・副部長の選出>

- ・ 愛護部以外は、年度初めの委員総会（4月下旬）において、部ごとに部長・副部長を選出します。
- ・ 部長を 1 回経験すると、以降の PTA 委員活動における部長の再任については免除することができます。
- ・ 愛護部は、3 学期の地区別会議にて部長・副部長を選出します。愛護部の部長は、総務部（役員）同様、以降の PTA 委員活動を免除されます。愛護部の副部長・書記は以降の PTA 委員活動における部長の再任について免除することができます。

○子供たちのための PTA 活動です。楽しく安全に運営し、より実りある活動とするために、お子さん 1 人に 1 回以上の委員活動にご協力ください。

○PTA は任意加入の団体ですが、すべての子供のために会員 1 人ではできないことを、皆で支え合って活動しています。ご理解ご協力いただければ幸いです。

○委員としての活動をされていない場合、委員活動が無効となる場合があります。

○委員経験のある方でも、再選出される可能性もあることをご了承ください。

○委員選出に関し特別な事情がある方は、事前に理由を封書にて担任の先生を通じて会長宛に提出してください。

●協力ボランティアについて●

委員の活動以外に、会員の皆様にご参加・ご協力いただく PTA 活動です。ご家族の方であればどなたでも参加していただけます。PTA 各部活動のお手伝いや、学校行事などにご参加いただくことで、子供たちの学校での様子を知ることができます。また子供たちの活動を見守りながら、保護者同士の交流を楽しむことができます。おたよりでボランティアの募集をお知らせしますので、ご参加をお待ちしております。

【活動例】

オープンスクール（年 3 回）での受付のお手伝い

音楽会・図工展（11 月、隔年開催）のお手伝い 2022 年度は図工展

体育会（10 月）での受付や誘導のお手伝い

校内清掃（春・秋）

春風フェスティバルでのお手伝い

ふれあい夏祭りのお手伝い など



**子供たちが楽しく、気持ちよく、安心して
学校生活を送れるよう、ご協力をお願いいたします！**



●PTA サークル活動●

本校 PTA では、会員同士のコミュニケーションを深める目的で、サークル活動を行っています。

年齢や経験に関係なく、会員の方ならどなたでも入会できます。体験・入会は随時受け付けていますので、ご興味のある方はお気軽に総務部（役員）までお声がけください。

《バレーボールサークル》

バレーボールというと、体育会系で厳しいイメージを持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなことはありません。「バレーボールが好き」「楽しそう」「運動不足の解消に」「ストレス発散に」などといったメンバーが集まってワイワイと楽しい汗を流しています。

経験・未経験は問いません。初心者の方も大歓迎です！

＜主な活動＞

定期練習 毎週木曜日 午後3時45分～5時45分 体育館にて
各種大会への参加

西宮市 PTA 協議会主催 「PTA 親善家庭バレーボール大会」（未定） など
サークル代表は定期総会に出席し、活動報告をします。



●兵庫県 PTA 安全会●

本校では、PTA 会員全員が「兵庫県 PTA 安全会」に加入しています。

PTA 活動中にケガや事故をした場合は「兵庫県 PTA 安全会」より補償を受けることができます。

＜給付対象者＞・PTA 会員および児童

※ただし、「日本スポーツ振興センター」災害給付の対象となりうるべき児童のケガは、補償の対象にはなりません。

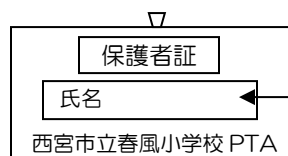
- ・PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている人
- ・PTA 会員の同居の親族 （2023 年 3 月現在）



ケガや事故が発生した場合は、総務部（役員）までご連絡ください。

おねがい

来校時は必ず「保護者証」を！



記名して
ください！！

- ・ 来校時は必ず記名した「保護者証」を付けてお越しください。
- ・ 「保護者証」を忘れると、校内に立ち入ることができません。
お忘れになった場合は、取りに戻っていただいています。
- ・ 保護者証は、お子さまの卒業まで使用します。大切に保管してください。
- ・ 保護者証を紛失された場合は、登校班の愛護委員に申し出てください。

自転車での来校は原則禁止です

自転車での来校、学校周辺への駐輪は禁止です。

また、お車での来校も禁止です。



保護者同伴の未就学児について

校内は水場や段差など、小さなお子さんにとっては危険な箇所がたくさんあります。また、遊具などは小学生を対象としたものです。校内に同伴される場合は、お子様から絶対に目を離さないようお願いします。

「ミマモルメ」への登録にご協力ください

春風小学校では、学級連絡網を配付しておりません。その代わりに警報発令時の緊急連絡や学校からの重要な連絡を、メール連絡網「ミマモルメ」(無料)で配信しています。「ミマモルメ」に登録を希望される場合は、担任の先生へご連絡ください。全家庭の登録が実現しますよう、ご協力をお願いいたします。

主な関係団体

西宮市 PTA 協議会（P 協）

児童・生徒の健全な育成に努め、西宮市の教育に寄与することを目的とし、市立各学校の PTA（単位 PTA）ならびに関係諸機関・団体との連絡・調整・協調を通して、PTA 活動の健全な運営と発展について協議する団体です。西宮市立小学校・中学校・特別支援学校の PTA 会員の中から選出された役員・理事・代議員で構成されています。春風小学校 PTA では、副会長（校外）が理事として活動しています。

西宮市人権・同和教育協議会（西同協）

人権が尊重された差別のないまちづくりをめざし、実践に基づいた取り組みの相互学習を行うことで、市民一人ひとりの人権・同和教育について協議する団体です。春風小学校 PTA では、人権教育推進部がこの協議会に所属し、各種講演会や学習会・研修会に参加し、活動しています。

西宮市春風地区社会福祉協議会（春風社協）

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者などにより構成されています。西宮市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的としている団体です。西宮市内を 35 の区域に分けた中に（概ね小学校区内）地区組織をおき、各々福祉活動を推進しています。春風社協では、「共生のまちづくり ふれあいとやさしさ わがまち 春風」を福祉目標とし、活動しています。春風小学校 PTA では、会長が理事として会合に出席しています。

春風地区青少年愛護協議会（青愛協）

青少年の健全な育成を目的として、学校区内ごとに活動している団体です。地域の子供たちに体験活動や行事を通して、地域の交流やつながりを感じてもらいたいと活動しています。学校・PTA・地域諸団体の代表や、民生委員・児童委員などで構成されています。春風小学校 PTA では、会長がこの会合に出席しています。

春風育成センター運営委員会

育成センターとは「留守家庭児童育成センター」のことです。就労等により昼間、家庭に保護者が不在の児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るために市が設置している施設です。1年生から4年生までが対象ですが、障害がある場合は、6年生まで利用できます。運営の主体は、西宮市社会福祉協議会です。（西宮市の指定管理者として運営）。本委員会は、学校と家庭、そして地域が連携・協力し合い、児童の育成に関する具体的な内容や情報交換、運営内容に関する意見交換などを行っています。春風小学校 PTA では、会長が運営委員としてこの会合に出席しています。

学校運営協議会（コミュニティスクール）

学校評価などをもとに「目指す子供・学校・地域の像」を定め、その達成に向けて学校・家庭・地域が連携、協力して取り組むための協議の場です。子供のよりよい生活や学習環境づくりなど、子供の育ちに地域が関わる活動を通じて、学校だけでなく地域も活性化させることを目的としています。社会福祉協議会、青少年愛護協議会、民生委員、スポーツクラブ 21、こども見守り隊、地域学校協働活動推進委員、PTA 役員、教職員等で構成されています。春風小学校 PTA では、会長・副会長（校内）がこの会に出席しています。

春風エココミュニティ会議

地域に根差した環境まちづくりの推進を図るための場です。市内 21 地区に発足しています(2022 年 1 月現在)。地域の様々な人たちが集まって、環境を切り口とした地域づくりについて話し合い、活動しています。次世代に住みよい地域環境を引き継いでいくために、大人から子供まで幅広い世代が協力しながら、より快適な環境づくりを目指しています。春風小学校 PTA では、会長がこの会議に出席しています。

スポーツクラブ 21 春風

地域の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる、地域スポーツクラブです。市内の全小学校区にあります。スポーツを通じて世代間交流や地域交流を促進し、健康で活気ある地域づくりをめざしています。春風小学校 PTA では、会長がこの定例会に出席しています。

春風小学校 PTA

規約

役員選出規定

慶弔規定

旅費規定

個人情報取扱規定

春風小学校PTA規約

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は、西宮市立春風小学校PTAと称し、事務所を春風小学校内に置く。

第二章 目的及び活動

第二条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の各項にもとづき活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密なる連絡を保ち、児童の生活を補導し、環境の浄化に努める。
3. 保護者と教師の親睦と理解に努める。

第三条の二 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別に定める「個人情報取扱規定」により、適正に運用するものとする。

第三章 方針

第四条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、他の団体の支配や干渉を受けない。

第四条の二 本会は、児童の幸福及び福祉のために、活動する他の団体及び機関と協力する。

第四条の三 本会は、特定の政党や、宗教にかたよることなく、この会又はこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第四条の四 本会は、直接に学校の経営管理や、教職員の人事に干渉しない。

第四章 会員

第五条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

1. 春風小学校に在籍する児童の保護者
2. 春風小学校に勤務する教職員

第五条の二 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第五条の三 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第五条の四 会費は、一家庭につき月額250円（年額2750円）を納入する。ただし、全額或いは一部を減免する場合がある。

第五章 経 理

第六条 本会の活動に要する経費は、会費並びに事業収入、寄付金をもって支弁する。ただし、各種事業の資金の獲得の種類の決定は、委員総会において、多数決の承認を必要とし、実施の結果を総会に報告する。

第七条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第八条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第九条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終る。

第六章 役員と任務

第十条 本会の役員は、次のとおり保護者より選出する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 書 記 | 2 名 |
| (4) 会 計 | 2 名 |

第十条の二 会長・副会長・書記・会計の選出は、役員選出部が別に定める役員選出規定にしたがって選出し、結果を総会で報告する。

第十一条 役員の任期は、1年とし、原則として同一役職の再任は、1年とする。

第十一条の二 役員に欠員が生じた時は、必要に応じて役員を選出し、委員総会の上承認を得るものとする。この場合の選出方法については会長に一任する。

第十二条 会長は、次の職務を行う。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2. 各部の委員の意見を聞き、部長を委嘱する。
3. すべての集会に出席して、意見を述べることができる。ただし、会計監査委員の集会を除く。

第十三条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は代理を務める。

第十四条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び評議員会の議事及び、本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. この会の庶務を行う。

第十五条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 予算の立案について協力する。
3. 学期毎に、会計監査委員の監査を受け、総会において、決算報告する。

第七章 学級委員及び地区委員

- 第十六条
1. 学級委員は、各学級の保護者より選出された者と、担当の教師で構成される。
 2. 地区委員は、各地区より1名を選出し、愛護部に属する。
 3. 各委員の任期は1年とし、再任は、原則として1年とする。

第十六条の二 各委員の選出は別途申し合わせにより行う。

第八章 会計監査委員

第十七条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第十八条 会計監査委員は、総会において選出する。

第十九条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第二十条 会計監査委員は、役員並びに委員を兼ねることはできない。

第二十一条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第九章 総 会

第二十二條 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第二十三條 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第二十四條 定期総会は、年1回開催する。

第二十四條の二 臨時総会は、評議員会が必要と認めた時または、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。

第二十四條の三 定期総会及び臨時総会は、会員が認めた方法で開催することができる。

第二十五條 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数にて決定する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第二十五條の二 会員の出席を伴わずに総会を行う時は、書面により各会員の意思を確認し、提出された書面をもって出席に読み替えるものとする。

第十章 評議員会

第二十六條 評議員会は、役員・各部長・校長・教頭で構成し、重要な事業を企画し、予算を立案する。

第十一章 学年委員会

第二十七條 学年委員会は、学年内の学級委員と地区委員で構成する。

第十二章 部会

第二十八條 本会の事業を遂行するため次の部会を設ける。

- (1) 学年部
- (2) 調査広報部
- (3) 保体教養部
- (4) 人権教育推進部
- (5) 役員選出部
- (6) 愛護部

第二十九條 部会は、部長1名（保護者）、副部長2名（保護者）1名、教師1名）及び部員にて構成し、部長・副部長は、所属部員の互選によ

って決定する。

第十三章 委員総会

第三十条 委員総会は、役員・校長・教頭・委員で構成し、総会に準ずる本会の決議機関である。

第三十一条 委員総会は、原則として年1回開催する。

第三十一条の二 臨時委員総会は、必要が生じた時に開催することができる。

第三十一条の三 委員総会及び臨時委員総会は、会員が認めた方法で開催することができる。

第三十二条 削除

第十四章 改正

第三十三条 この規約は、委員総会出席者の過半数を得て、総会に提出して改正することができる。

付 記 この規約は、昭和 59 年 5 月 12 日をもって効力を発する。
この規約は、平成 11 年 1 月 21 日一部改正。
この規約は、平成 16 年 10 月 4 日一部改正。
この規約は、平成 26 年 5 月 7 日一部改正。
この規約は、平成 28 年 5 月 9 日一部改正。
この規約は、平成 29 年 5 月 10 日一部改正。
この規約は、平成 30 年 5 月 7 日一部改正。
この規約は、令和 5 年 5 月 11 日一部改正し、遡って 4 月 1 日から適用する。

春風小学校 PTA 役員選出規定

（役員選出規定）

第1条 本規定は、春風小学校PTAの役員のうち、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を選出するために、定めるものである。

（役員選出部の設置等）

第2条 本会の役員選出にあたり、選出の一切の事務をとり行うため、役員選出部を置く。

第2条の2 役員選出部は、各学年から選出された委員と、校長・教頭で構成し、部長1名・副部長1名（教職員は除く）を互選する。

第2条の3 役員選出部員は、候補者から外す。

第2条の4 役員選出の抽選が行われる場合は、役員選出部員も他の会員同様に抽選の対象となる。ただし、立候補した場合には、同時に役員選出部員を降任する。

（役員選出の方法）

第3条 役員の選出にあたっては、役員選出部で役員の候補者を選出し、就任を依頼し、承諾を得る。

（選出結果の報告）

第4条 役員選出部は、選出された会長・副会長・書記・会計を総会において報告する。

（役員選出の対象者）

第5条 役員をしたものは、それ以降の委員活動（学年部・調査広報部・保体教養部・人権教育推進部・役員選出部・愛護部）を免除することができる。

第5条の2 補導委員は、役員同様、それ以降の委員活動を免除することができる。

第5条の3 愛護部の部長をしたものは役員同様、それ以降の委員活動を免除することができる。

（改正）

第6条 この規定は、委員総会出席者の過半数の賛成を得て、改正することができる。

付 記 この規定は、昭和57年12月6日をもって効力を発する。

この規定は、昭和58年11月18日一部改正。

この規定は、平成11年5月12日一部改正。

この規定は、平成16年10月4日一部改正。

この規定は、平成17年4月26日一部改正。

この規定は、平成18年4月28日一部改正。

この規定は、平成22年5月12日一部改正。

この規定は、平成26年2月18日一部改正。

この規定は、平成29年5月10日一部改正。

この規定は、令和5年4月28日一部改正。

この規定は、適用以前に役員等を務めたものについて、遡って適用するものとする。

春風小学校 慶弔規定

1. 児童・会員・本校職員が死亡した時は、5千円の香料を供えて、弔意を表する。
2. 児童・会員・本校職員が火災にあった場合並びに、これに類する場合は、会長は、評議員会にはかり、協議の上、見舞金（又は物品）を贈る。
3. 地区各種団体長（各福社会長を含む）、民生児童委員、保護司、本校職員の家族が死亡された場合は、3千円(税抜き)の香料又は、供花を供えて、弔意を表する。
4. 上記以外の場合及び、特別の場合は、評議員会または、役員会で決める。
5. 上記慶弔が生じた場合は、原則として、会長、または副会長が、会を代表して慶弔の意を表わす。

付 記 この規定は、昭和59年4月1日をもって効力を発する。
この規定は、平成7年5月一部改正。
この規定は、平成23年5月一部改正。
この規定は、平成26年12月一部改正。
この規定は、平成27年3月一部改正。

春風小学校 旅費規定

1. この規定は、PTA活動推進のため出張する会員に対し、支給する必要事項を定める。
2. 旅費の交通費は、目的地までの電車・バス代とし、その最少料金を支払う。
3. 旅費の日当は、会合と所要時間の計が、5時間を超える時、食事代を支払う。
4. 旅費は、出張前後に、各部長か副部長、会長か副会長が了承していること。
5. 会長は、本規定の適用と著しく実情が異なり、あるいは、旅行者に不当な出費が予想される時は、役員会で協議し、適当な措置をとる。

付 記 この規定は、昭和59年4月1日をもって効力を発する。

春風小学校 個人情報保護規定

（目的）

1. 西宮市立春風小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

2. 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

3. 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

（取扱者）

4. 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員および委員とする。

（秘密保持義務）

5. 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

6. 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

7. 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- ① 会費集金、管理、その他の文書の送付
- ② 会員名簿、委員会名簿の作成および会員への配付
- ③ PTA 活動をする上で必要な事項

（利用目的による制限）

8. 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

9. ① 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
② 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

10. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

11. 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

12. 個人情報を第三者(11.①から④の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときには、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 提供する対象者の氏名
- ③ 提供する情報の項目
- ④ 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

13. 第三者(11.①から④の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報提示等)

14. 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

15. 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

16. 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施または研修の機会を設けるものとする。

(苦情の処理)

17. 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

18. この規定は、委員総会出席者の過半数の賛成を得て、改正することができる。

付 記 この規定は、平成30年5月7日をもって効力を発する。



2023 年 5 月発行